

セルフメディケーション税制における一定の取組とその証明書

セルフメディケーション税制の申請にあたって、国保特定健診等を受診したことの証明書を
取得しなくても良い場合があります。証明書の申請に先立って、下のフロー図をご確認ください。
い。

インフルエンザの予防接種 又は 肺炎球菌感染症の定期接種を
受け、その証明がある

はい

領収書 又は 予防接種済証でお手続きできます。
(国保特定健診等を受診したことの証明書は不要で

いいえ

区市町村が実施するがん検診を受診し、
その証明がある

はい

領収書 又は 結果通知表でお手続きできます。
(国保特定健診等を受診したことの証明書は不要で

いいえ

国保特定健診を受診した、もしくは
人間ドック受診助成金の交付決定を受けた

【国保特定健診を受診した方】

- ① 結果通知が手元にある場合
→ 結果通知でお手続きできます。
(国保特定健診等を受診したことの証明書は不要です。)
- ② 結果通知が手元にない場合
→ 別紙の申請方法で証明書を申請してください。

【人間ドック受診助成金の交付決定を受けた方】

別紙の申請方法で証明書を申請してください。

問合せ先

大田区 健康づくり課 健康診査・保健事業担当【区役所 6階 13番窓口】

電話 03-5744-1393

FAX 03-5744-1523